

# 4月1日～ 郡上市産材住宅建設等支援奨励金制度を拡充 住宅の増改築やリフォームも対象になります!!

郡上市では、郡上市産材の利用拡大と定住促進を図るため「郡上市産材住宅建設等支援奨励金制度」を実施していますが、4月1日より住宅の増改築（構造材に郡上市産材を使用）とリフォーム（内装材に郡上市産材を使用）へ対象を拡大します。ぜひ活用ください。

## ■対象者■

奨励金を受けるには、次のいずれも満たしていることが必要です。

- ①郡上市内で平成28年3月31日までに住宅を購入、または新築・増改築・リフォームをされた人で完成し、転入・入居する人。市が定める一定の要件を満たしている人。
- ②市税及びこれに準ずる納付金の滞納がない人。
- ③交付対象となった住宅に、完成後5年以上以上居住することが確実にできると見込まれる人。



## ■住宅の新築（購入）の場合の奨励金の額■

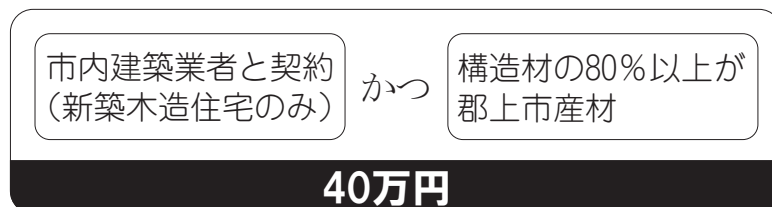
新規定住者は住宅の新築に加えて購入も対象になりますが、既定住者は住宅を新築される場合に限りです。

### 【新規定住者（平成12年4月1日以降に郡上市民となられた人）】



▲①～③の該当するものの合計額が奨励金の額です。例えば①、②、③全てを満たす場合は50万円となります。

### 【既定住者（上記以外の郡上市民）】



## 拡充制度が平成27年4月1日からスタート!

## ■住宅の「増改築」及び「リフォーム」の場合の奨励金の額■

新規定住者は、下記の奨励金に住宅購入の奨励金を合算できます。

①市内建築業者と契約し構造材に郡上市産材を使用した住宅の「増改築」

**郡上市産材 1立方メートル  
あたり2万円（上限20万円）**

②市内建築業者と契約し内装材に郡上市産材を10㎡以上使用した住宅の「リフォーム」

**郡上市産材 1平方メートル  
あたり2千円（上限20万円）**

▲住宅を増改築し構造材と内装材に郡上市産材を使用する場合は、①と②の奨励金を合算できます。例えば構造材に5㎡、内装材に30㎡の郡上市産材を使用すると、(5㎡×2万円) + (30㎡×2千円) = 16万円となります。

▲①増改築と②リフォームの奨励金を合算した場合でも20万円が上限となります。

注) 本制度をご利用される人は、必ず住宅を購入する日、上棟する日、着工する日の2週間前までに申込書を提出してください。

問 農林水産部林務課 ☎ 67-2121 (申込書等は、下記の郡上市ホームページでもダウンロードできます)  
 <郡上市ホームページトップ> → 各課からのお知らせ → 農林水産部林務課 → 「郡上市産材住宅建設等支援奨励金制度」>